

「取引所為替証拠金取引に関する約款」の一部改正について

下線部変更  
(2025年12月8日)

改 正 後	現 行
(現行どおり)	(省 略)
第5条 (口座の開設) (現行どおり) <<個人のお客様>> (1) ~ (11) (現行どおり)  (12) 既に本口座を開設していないこと ※個人口座(代表者・取引担当者)と法人口座 の同時保有は <u>可能</u> です。  (13) ~ (14) (現行どおり)  <<法人のお客様>> (1) ~ (6) (現行どおり)  (7) 既に本口座を開設していないこと ※個人口座(代表者・取引担当者)と法人口座 の同時保有は <u>可能</u> です。  (8) ~ (11) (現行どおり)  (現行どおり)	第5条 (口座の開設) (省 略) <<個人のお客様>> (1) ~ (11) (省 略)  (12) 既に本口座を開設していないこと ※個人口座(代表者・取引担当者)と法人口座 を同時に <u>保有する</u> ことは <u>できま</u> せん。  (13) ~ (14) (省 略)  <<法人のお客様>> (1) ~ (6) (省 略)  (7) 既に本口座を開設していないこと ※個人口座(代表者・取引担当者)と法人口座 を同時に <u>保有する</u> ことは <u>できま</u> せん。  (8) ~ (11) (省 略)  (省 略)
第10条 (証拠金の預託) (現行どおり)	第10条 (証拠金の預託) (省 略)
3 お客様が当社に入金する場合、振込人名義は、当社登録名義と一致する場合のみお受けできるものとします。ご家族や旧姓であっても、登録名義と異なる方からの入金はお受けしないものとします。  (現行どおり)	3 お客様が当社に <u>証拠金として振込</u> にて入金する場合、振込人名義は、当社登録名義と一致する場合のみお受けできるものとします。ご家族や旧姓であっても、登録名義と異なる方からの入金はお受けしないものとします。  (省 略)
第21条 (取引の制限・禁止行為) (現行どおり)	第21条 (取引の制限・禁止行為) (省 略)
8. <u>日本以外の国や地域からのMyページおよび本取引システムへのアクセスは原則禁止です。当社は、当該アクセスを制限することや当該アクセスのあった本口座を制限できるものとします。</u>  (以下、現行どおり)	(新 設)  (以下、省略)

改 正 後	現 行
<p>附則 本規定は、2025年<u>12</u>月<u>8</u>日より施行する。 (2025年<u>12</u>月<u>3</u>日 作成)</p>	<p>附則 本規定は、2025年<u>11</u>月<u>3</u>日より施行する。 (2025年<u>10</u>月<u>29</u>日 作成)</p>